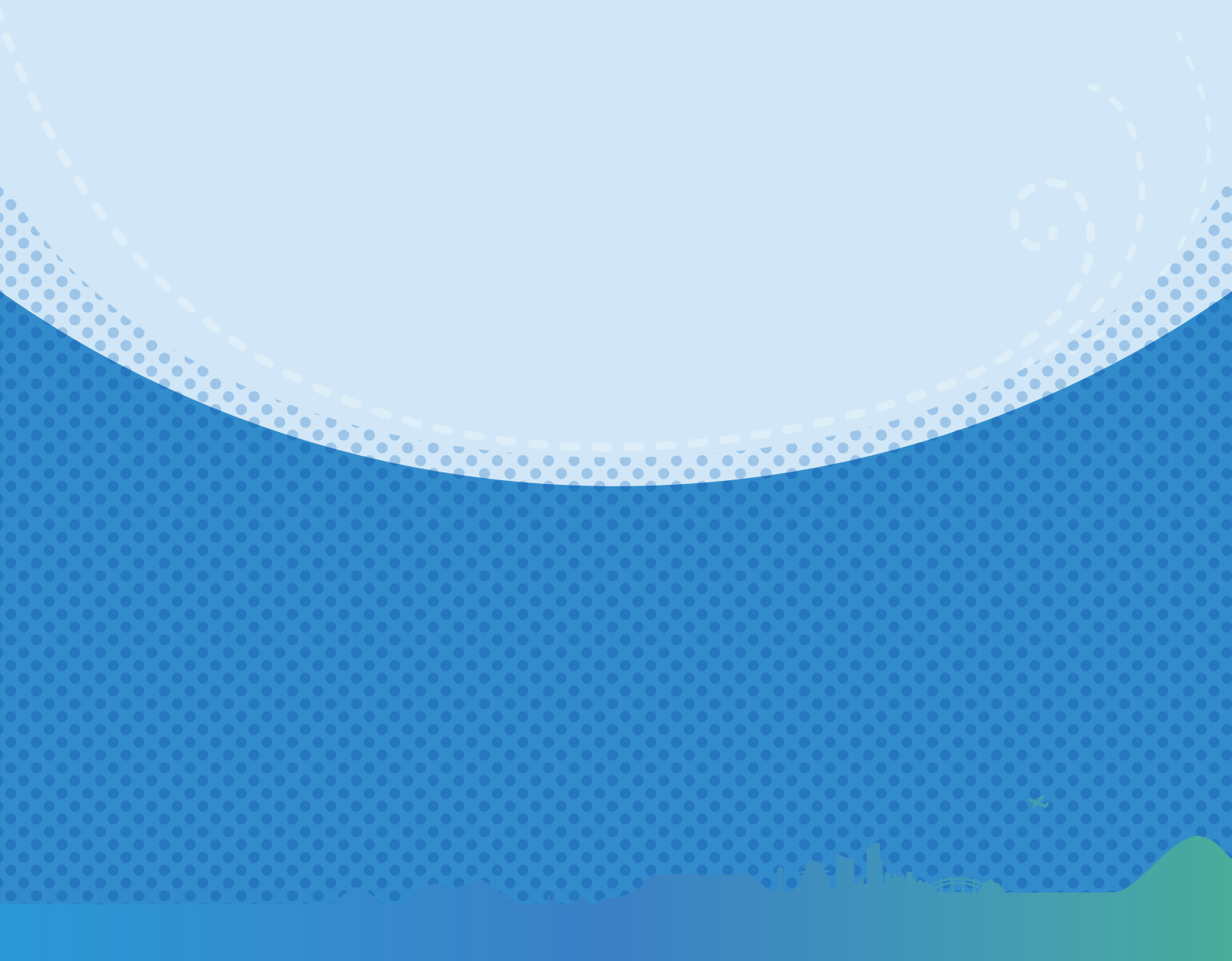


施策の方針





1-1-① 子どもの成長への支援

目 的

全ての子どもの健やかな成長を社会全体で支え、子どもを生み育てやすいまちづくりを推進します。

現 状

未来を担う世代の減少が懸念される中、核家族化や地域社会における人間関係の希薄化など、子どもや子育て家庭を取り巻く社会環境は、大きく変化しています。

取り分け、子育てに対する不安の増大とともに、子どもへの暴力や育児放棄などが、重大な社会問題となっており、親の子育てに対する不安や負担の軽減を図るとともに、安心して子どもを生み育て、子どもと親が、共に成長することができる環境を創出することが急務となっています。

このことから、本市では、次代の高松を担う子どもを健やかに育むための施策に関する基本的事項を定めた高松市子ども・子育て条例を制定するとともに、平成27年3月、この条例に基づき、高松市子ども・子育て支援推進計画（高松すくすく子育てプラン）を作成しました。

妊婦や乳幼児に対する健康診査を始め、子どもの成長・発達についての情報提供や相談を実施し、子どもと親の心身の健康保持に努めるほか、ひとり親家庭の自立に向けた就労支援など、子どもの成長と子育てを社会全体で支援する取組を進めています。



課 題

- 核家族化の進行に伴い、妊娠・出産・育児などに対する心身面での不安が大きくなっているため、これら不安を解消し、安心して子どもを生み育てることができる環境づくりが求められています。
- 子ども一人一人の育ちを見通し、発達段階に応じた質の高い教育・保育を安定的に提供するとともに、子どもと親が、共に成長するための多様な学習の機会づくりを支援することが必要です。
- 児童虐待に関する相談が増加傾向にあることから、虐待の未然防止や早期発見を行うための専門員や地域におけるサポート体制の構築が必要です。
- ひとり親家庭の自立を促進するためには、経済的な負担の軽減のための取組だけでなく、就労に向けた技能講習の実施や就労情報の提供など、総合的な就労支援の体制づくりが必要です。

取組方針

1 子どもの心身の健やかな育ちへの支援

妊娠・出産・育児などに対する不安を解消し、安心して子どもを生み育てられる環境をつくるため、妊産婦や乳幼児に対する健康診査を始め、発達段階に応じた母子保健事業の充実を図ります。

また、子どもの健康で豊かな人間性を育むため、乳幼児期からの適切な食事の摂り方や望ましい食習慣の定着に取り組むとともに、子どもに健全な遊びの機会を提供します。



1歳6か月児健康診査

2 健やかな成長を促す学びへの支援

乳幼児期において、質の高い教育・保育が一体的に提供できるよう、幼保連携型認定こども園への移行を促進するほか、こども未来館を活用しながら、子どもの成長段階に応じ、多様な体験学習の機会を提供することで、子どもの創造力や探究心を育むとともに、次代の親の育成にも取り組みます。



こども未来館完成イメージ

3 配慮を要する子どもと保護者への支援

子育てを始め、家庭内の問題に関し、SOSが出しにくい孤立した家庭が増加している状況を踏まえ、児童相談体制の充実強化を図るほか、地域においては、コミュニティや保護者等の各種団体と連携し、子どもの見守り体制づくりを推進します。

また、様々な理由により、配慮や社会的養護が必要な子どもが、地域の中で安心して生活し、成長・自立していけるよう、必要な支援を行います。

成果指標

指標名	指標の説明	現況値	目標値	
			(平成31年度)	(平成35年度)
1歳6か月児健康診査受診率	1歳6か月児健康診査対象者のうち受診した割合	91.8 %	93.0 %	95.0 %
認定こども園数	教育・保育施設のうち認定こども園の施設数	1 施設	12 施設	12 施設
自立支援プログラム策定者の就職率	母子・父子自立支援プログラム策定者のうち就職に至った割合	78.3 %	85.0 %	90.0 %



1-1-② 子育て家庭への支援

目的

全ての子育て家庭が、心身共にゆとりをもって子育てができる環境を整えます。

現状

少子化・核家族化の進行や、地域社会とのつながりの希薄化により、子育てに関する日常的な支援や助言を受けることが困難になりつつある中で、家庭で子育てをしている保護者は、不安感や孤立感を抱えながら、子育てを行っていることも少なくなく、子育て力の低下が懸念されているところです。

また、保護者の就労形態などの多様化により、子育て支援に対するニーズの多様化も進んでおり、安心して子育てが行えるよう、社会全体で、子育て家庭を支援する仕組みづくりが必要となっています。

このことから、本市では、保育所や地域子育て支援拠点施設などで、育児相談、子育て情報の提供、子育てサークルの育成・支援などを実施し、子育てに関する悩みを気軽に相談できる体制を整備するほか、保育施設等の待機児童解消、延長保育、一時預かり、休日保育、病児保育など、多様な働き方を支援する保育サービス

の充実を進めています。

また、就学児童については、両親共に働いている家庭の増加に伴い、安全・安心に過ごせる放課後児童クラブの充実に取り組んでいます。

また、子ども医療費の助成や、多子世帯の保育料の減免など、子育て家庭の経済的負担の軽減を図るための取組も実施しています。



「たかまつラッコ 楽しく子育て」

課題

- 子どもや子育てを取り巻く環境が大きく変化する中、子育て中の親の孤独感や不安感を解消するため、家庭や地域における子育て機能の充実が求められています。
- 保護者の就労形態や就労時間が多様化する中、子育てと仕事の両立を支援するため、あらゆる保育サービスや放課後児童対策の充実が求められています。
- 経済的な理由により、子どもを持つことをあきらめることがないよう、子どもの医療費や保育料の負担軽減など、各種支援を行うことが必要です。

取組方針

1 地域における子育て支援

全ての子育て家庭が孤立することなく、心身ともにゆとりをもって子育てができるよう、子ども医療費の助成や多子世帯の保育料の減免など、各種の経済的な支援を行うほか、地域社会全体で子育て家庭を支援するため、地域子育て支援拠点事業など、子育て家庭に対するサポート体制の充実を図ります。



地域子育て支援拠点事業

2 子育てと仕事の両立支援

保護者の就労形態や就労時間の多様化に対応し、保育施設等の待機児童解消、延長保育、一時預かり、休日保育、病児保育など市民ニーズに即した保育サービスの提供に努めるほか、放課後児童クラブの拡充などに取り組みます。



放課後児童クラブ

成果指標

指標名	指標の説明	現況値	目標値	
			(平成31年度)	(平成35年度)
子育て支援拠点施設設置割合	教育・保育提供区域のうち、子育て支援拠点施設ができている割合	100.0 %	100.0 %	100.0 %
放課後児童クラブ入会率	放課後児童クラブ利用申込者のうち入会した割合	96.0 %	100.0 %	100.0 %
保育施設等待機児童数	4月1日現在での保育施設等待機児童数	129人 (H27.4.1現在)	0人	0人



1-2-① 地域福祉の推進

目 的

誰もが住み慣れた地域で、支え合い、認め合い、生きがいをもって、いきいきと共に暮らせる地域福祉を推進します。

現 状

少子・超高齢社会の到来や多様化する個人の価値観、また、家族構成や地域を取り巻く環境の変化に伴い、孤独死やいじめ・虐待、ドメスティック・バイオレンス（DV）の増加など、新たな社会問題が顕在化してきています。

全ての人が尊重され、年齢や障がいの有無に関係なく、住み慣れた地域でその人らしく、安心して自立した生活を営むことができるよう、住民相互のつながりや信頼関係を築き、共に助け合い、支え合うことが大切です。

このようなことから、本市では、災害時要援護者台帳への登録を推進し、地域における支援体制づくりを進めるとともに、地域の身近な支援者である民生委員・児童委員の資質向上を図るための研修を実施するなど、地域福祉を推進しています。

また、質の高い安定した福祉サービスを提供できるよう、社会福祉法人及び社会福祉施設等に対し、健全な法人運営や社会福祉事業を円滑に実施するための相談や指導監督を行うほか、ユニバーサルデザイン基本指針を策定し、ユニバーサルデザイン展の開催や啓発パンフレットを配布するなど、その普及啓発に努めています。



老人クラブ運動会

課 題

- 市民に対し、安定した福祉サービスを提供するため、社会福祉関係団体の活動の充実が必要です。
- 災害時に要配慮者への手助けが、地域の中で素早く安全に行われるよう、災害時要援護者台帳への登録推進や災害時緊急物資の適切な備蓄が必要です。
- 民生委員・児童委員の高齢化や、なり手不足の常態化、多様化する相談・支援への対応のため、民生委員・児童委員の充足率や資質の向上が求められています。
- 全ての人が暮らしやすいまちを実現するため、ユニバーサルデザインの考え方についての、更なる普及啓発が必要です。

取 組 方 針

1 地域福祉活動の充実

一人暮らしの高齢者や障がい者など、支援を必要とする人を地域全体で支えられるよう、一人一人の市民、地域、関係団体などの参加により、地域福祉を推進します。

特に、災害時における支援体制を充実させるため、要配慮者への手助けとなる災害時要援護者台帳の整備や、災害時緊急物資備蓄体制の強化を進めます。

また、多様化する福祉課題やニーズに対応するため、民生委員・児童委員の資質向上に引き続き取り組みます。



地域交流活動（みんなでドミノ！）

2 社会福祉法人等の適正な運営

質の高い安定した福祉サービスを提供するため、社会福祉法人等に対し、相談や指導監督を引き続き行います。

3 ユニバーサルデザインの普及啓発

一人一人の多様性が尊重され、障がいの有無や年齢にかかわらず、誰もが快適に生活できるよう、ユニバーサルデザインの更なる普及啓発に取り組むとともに、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れたまちづくりを推進します。



ユニバーサルデザイン展

成 果 指 標

指標名	指標の説明	現況値	目標値	
			(平成31年度)	(平成35年度)
民生委員・児童委員の充足率	条例で定める民生委員・児童委員の定数の充足割合	98.4 %	100.0 %	100.0 %
指導監査における文書指摘がない社会福祉法人等の割合	指導監査を行う社会福祉法人及び社会福祉施設のうち文書指摘がない法人・施設の割合	60.6 %	65.0 %	70.0 %



1-2-② 地域包括ケアシステムの構築

目的

高齢者が住み慣れた地域社会で、自分らしい人生を最後まで続けられるよう、医療・介護・予防・生活支援・住まいなどが一体的に切れ目なく提供される状態である、地域包括ケアシステムを構築します。

現状

本市では、本格的な超高齢社会が到来する中、団塊世代が全て75歳以上となる平成37（2025）年を見据えて、27年3月に第6期高松市高齢者保健福祉計画を策定し、地域包括ケアの実現を目指しています。

住み慣れた地域で安心して暮らし続けるため、切れ目のない医療と介護の提供体制の構築を推進するほか、特別養護老人ホーム等の施設整備を進めるなど介護保険サービスやサービス基盤の充実に取り組んでいます。

また、地域全体でのゆるやかな見守りから支援が必要な高齢者の見守りや、特に定期的な支援が必要なハイリスク高齢者への見守りの三層構造による、地域で支え合う見守り体制の強化を始め、高齢者居場所づくり事業やあんしん通報サービス事業、徘徊高齢者保護ネットワーク事業などに取り組んでいます。

また、有料老人ホーム等の快適な居住環境の確保と適正な事業運営がなされるよう、事業者に対して、適切な指導等を行い、高齢者が安心して暮らせる住まいの確保に努めています。

また、要介護状態になることの予防や要介護状態等の軽減・悪化防止のため、住民一人一人の状況や地域の実情に応じた介護予防事業を展開するとともに、地域ぐるみで取り組む介護予防の体制づくりに努めています。



課題

● 高齢者が、寝たきりや認知症などで介護や支援が必要な状態になっても、住み慣れた地域社会で、安心して安全に暮らせるよう、一人一人の状態に応じて、様々な支援が切れ目なく提供される環境づくりが必要です。

● 明るく活力に満ちた高齢社会を確立するためには、高齢者が健康であるとともに、地域社会の中で自らの知識や経験をいかして、共に支え合う社会づくりのための役割を積極的に果たしていくことが重要です。

取組方針

1 在宅医療・介護連携の充実

在宅医療と介護サービスを一体的に提供するために、医師・歯科医師・薬剤師・看護師・理学療法士・介護支援専門員・介護福祉士等の関係者との連携を推進します。

2 介護保険サービスの充実

在宅生活が困難な高齢者や、介護や支援を必要とする高齢者が、安心して住み慣れた地域での生活を継続できるよう、計画的な地域密着型サービス施設の整備、低所得者及び離島居住者の介護サービス利用促進など地域の実情に応じたサービスの整備・支援に取り組みます。

また、新たな生活支援・介護予防サービスについて、必要な高齢者のニーズに対応し、地域の実情に即した独自のサービス内容と提供体制を構築し、利用者の生活支援・介護予防を促進します。



高松市版 地域包括ケアシステムの構築

3 介護予防の推進

介護予防の普及啓発や活動支援などに取り組み、介護予防の促進を図るとともに、高齢者が介護を必要とせず、また、必要となってもできるだけ地域で自立した生活を送ることができるよう、多様な生活支援サービスの提供に取り組みます。

4 社会参加、生活支援・見守り・居場所づくりの拡充

高齢者の居場所づくりや徘徊高齢者保護ネットワークの拡充など、様々なサービスを提供することにより、高齢者が地域で孤立することなく、高齢者を地域で支え合う体制整備を行います。

また、認知症地域支援推進員の配置など、認知症ケア推進事業に取り組みます。

5 住まいの整備・充実

高齢者が、ライフスタイルや介護ニーズに見合った住まいを選択できるよう、情報提供するとともに、安心して安全に暮らし続けることのできる住まいの充実に努めます。



高齢者居場所づくり事業

成果指標

指標名	指標の説明	現況値	目標値	
			(平成31年度)	(平成35年度)
要介護者の在宅比率	在宅 [※] での要介護認定者の割合	78.7 %	78.3 %	79.2 %
自立高齢者率	介護・支援を必要としない65歳以上の高齢者の割合	78.9 %	76.4 %	74.6 %
自立後期高齢者率	介護・支援を必要としない75歳以上の高齢者の割合	61.6 %	57.5 %	57.3 %

※ 介護保険3施設（特別養護老人ホーム、老人保健施設、療養病床等）、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、介護専用型特定施設入所者を除く。



1-2-③ 障がい者の自立支援と社会参加の促進

目的

障がいの有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し、支え合う、共生社会を目指し、障がい者の自立を支援するとともに社会参加を促進します。

現状

本市の障がい者数は、平成26年度末現在、身体障害者手帳所持者19,248人、療育手帳所持者2,797人、精神障害者保健福祉手帳所持者2,166人となっており、精神障害者保健福祉手帳の所持者数が大幅に増加しています。

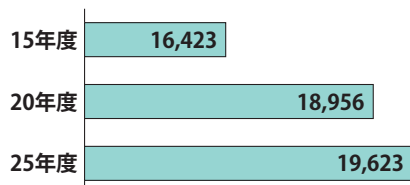
このような状況の中、本市の障がい者を取り巻く現状と課題や国の障がい者施策の新たな動向等にも即した、取組の充実を目指す指針として、27年3月にたかまつ障がい者プランを策定し、障がい者施策の総合的・積極的な展開を図っています。

このプランに基づく取組として、障がいにつ

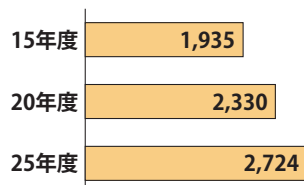
いての正しい理解と認識を深めるための様々な啓発事業の実施や、市役所1階の常設店舗において障がい者の就労訓練を行い、障がい者の働く意欲の向上を図るとともに、中央商店街の空き店舗で障がい者を雇用し、事業を行う事業所等への支援を実施するなど、一般就労に向けた支援を行い、障がい者の自立や社会活動への参加を促進しています。

そのほか、障がい者の医療に係る経済的な負担を軽減するなど、適切な保健・医療・福祉サービスを提供しています。

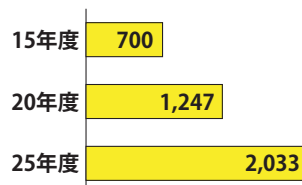
身体障がい者数の推移
(身体障害者手帳所持者数)



知的障がい者数の推移
(療育手帳所持者数)



精神障がい者数の推移
(精神障害者保健福祉手帳所持者数)



高松市の障がい者（身体、知的、精神）数の推移（単位：人）

課題

- 障がいの多様化、重度化や障がい者の高齢化などの傾向が顕著となっており、多様な障がいに対する対応や障がい者のニーズの変化等への対応が必要となっています。
- 障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らすために、障がい者及びその家族等が地域においていつでも相談できる仕組みの充実、障がい福祉サービスや保健・医療の充実、震災等、災害に備えた取組の充実などが求められています。
- 一般就労する障がい者数は増えていますが、引き続き、就労を希望する障がい者への理解の促進や、支援の充実が必要となっています。
- 障害者虐待防止法や障害者差別解消法など、障がい者の権利擁護に関する法律が整備され、障がい者の人権尊重や権利擁護に対する、更なる取組が求められています。

取組方針

1 障がい者の自立支援の促進

障がい者が、自分の意思で選択し、その人らしい自立した生活が送れるよう、障がい者の自己決定を尊重するとともに、適切な意思決定等を行えるよう、必要な支援を行います。また、提供サービスの充実や、支援体制の推進、雇用、就労環境の整備など、一人一人の個別性に配慮し、適切な支援を行います。

また、全ての市民が障がいに対して十分な理解を深めていけるよう、日常的・継続的な啓発・広報活動に取り組むほか、障がい者のライフステージに応じて、保健、医療、福祉、教育、就労などの各分野における関係機関が連携し、切れ目ない支援を行います。



公共施設内「障がい者就労訓練の場」

2 障がい者の社会活動への参加の促進

障がい者が、その有する能力を最大限に発揮し、積極的に社会活動に参加できるよう、雇用の啓発や関係機関の連携など、必要な支援や環境整備を推進します。

また、障がい者が地域で安全・安心に暮らせるように、その阻害要因となる社会的障壁の除去を推進し、ソフト・ハードの両面にわたる社会のバリアフリー化を推進するとともに、障がいを理由とする差別の解消、合理的配慮の普及に向けた取組を推進し、障がい者の住みよい社会づくりに向けた環境整備を行います。



障がい者アートリンク事業

成果指標

指標名	指標の説明	現況値	目標値	
			(平成31年度)	(平成35年度)
施設入所者の地域生活への移行者数（累積）	障害者支援施設から持ち家、賃貸住宅、グループホーム等へ移行した障がい者数	18人	63人	99人
福祉施設から一般就労への移行者数	就労系障害福祉サービス事業所から一般就労へ移行した障がい者数	40人	54人	54人



1-2-④

生活困窮者等への自立支援

目的

生活困窮者等が経済的・日常的・社会的に早期に自立できるよう支援します。

現状

生活に困窮する世帯に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行うとともに、その自立を助長するなど、生活保護制度の適正な運用に努めています。

生活保護の動向は、社会的・経済的要因などの影響を受けて推移しますが、保護世帯4,865世帯（平成26年度）は、微増傾向であり、そのうち約4割強が高齢者世帯で、被保護人員総数の約8割が何らかの傷病により医療扶助を受けています。

本市では、経済的な援助に加え、被保護者の抱える様々な課題に対応するため、17年度から自立支援プログラムを導入しました。また、25年10月には、市役所庁舎内にハローワーク高松の常設窓口を設置するなど、ワンストップ型の就労支援体制を構築し、被保護者の自立支援の強化に取り組んでいます。

また、26年6月には、自立相談支援センターたかまつを開設し、生活困窮者の経済的な問題のみならず、複合的な課題に対し包括的・継続的に支援できる体制の整備を進めたほか、27年5月からは、生活困窮世帯の中学生を対象とした学習支援事業に取り組んでいます。



ハローワーク高松のジョブコーナー

課題

- 被保護世帯の生活実態を的確に把握し、生活保護制度を適正に運用することが必要です。
- 就労可能な被保護者に対する就労支援の強化が必要です。
- 民間事業者・公的機関と連携を図り、生活困窮者等への相談・支援体制を強化することが必要です。

取 組 方 針

1 生活保護制度の適正な運用

生活保護対象者に対する必要かつ適切な支援を行い、就労可能であると認められる者に対して、就労による早期の経済的自立促進を図るほか、日常的・社会的自立ができるよう、関係機関との連携を強化するとともに、きめ細かな相談・指導体制の充実を図ります。

また、被保護者の生活実態を的確に把握するなど、生活保護制度を適正に運用します。

2 生活困窮者の自立支援

生活困窮者自立支援法に基づき、生活保護に至る前の生活困窮者に対して、自立相談支援事業を実施するなど、包括的な支援を行います。



子どもの学習支援事業

成 果 指 標

指標名	指標の説明	現況値	目標値	
			(平成31年度)	(平成35年度)
勤労収入の増加による生活保護廃止率	生活保護廃止世帯数に占める勤労収入の増加による廃止世帯数の割合	16.9 %	21.0 %	22.0 %
支援プラン作成率	自立相談支援センターたかまつでの新規相談受付件数に占める支援プラン作成割合	10.4 % (H26.6～H27.3)	50.0 %	50.0 %



1-3-① 健康づくりの推進

目的

健康都市の実現に向け、健やかで心豊かに生活できるライフステージに応じた健康づくりを推進します。

現状

少子・超高齢社会の到来に伴い、がん、循環器疾患、糖尿病等の生活習慣病の増加が予測されることから、健康的な生活習慣の確立や生活習慣病の発症予防と重症化予防に取り組み、健康寿命を引き上げることが重要です。

このようなことから、平成26年3月に、「全ての市民が共に支えあい、健やかで心豊かに生活できる活力ある社会の実現」を基本理念とした、高松市健康都市推進ビジョンを策定し、子どもから高齢者までのライフステージに応じた健康づくりを進めています。

また、生活習慣病の早期発見と発症予防のため、がん検診を含む各種健康診査や健康教室に取り組むとともに、地域ぐるみで検診受診率の向上や地域特性をいかした健康づくりに取り組んでいます。

また、予防接種の推進を始め、結核、エイズなどの対策のほか、病原性の高い新型インフル

エンザ等が発生した場合の高松市新型インフルエンザ等対策行動計画を策定するなど、感染症対策に取り組んでいます。



みんなで健康チャレンジ

課題

- 健康都市高松の推進に向けて、市民への健康づくりの意識を高め、一人一人の健康行動につなげていくことが必要です。
- 生涯にわたって健康を保つため、妊娠中からの健康管理、乳幼児期の健康増進への取組や、食育の推進、また、働き盛りの青壮年期における生活習慣病の予防など、健康づくりへの積極的な働き掛けが必要です。
- がんや糖尿病など生活習慣病の発症予防に取り組むとともに、検診等によるがんの早期発見と早期治療につなげる体制が必要です。
- 予防接種事業の推進と感染症のまん延を最小限に抑えるための体制づくりが必要です。

取組方針

1 健康づくりの普及啓発と生活習慣の改善

健康づくりの大切さの普及啓発や、6つの生活習慣の改善（①栄養・食生活・食育、②身体活動・運動、③こころの健康・休養、④飲酒、⑤喫煙、⑥歯と口腔の健康）を継続的に推進するとともに、市民と行政が協働して、コミュニティを中心に、地域ぐるみの健康づくりを推進し、健康寿命の延伸を目指します。

2 生活習慣病（がん・循環器疾患・糖尿病等）対策の推進

生活習慣病を発症させる原因の一つとなっている内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の予防対策に取り組むとともに、保健指導の内容を充実・強化し、生活習慣病の発症予防と重症化予防を推進します。

また、がんの早期発見・早期治療につながるよう、効果的ながん検診の受診勧奨や周知啓発を行うとともに、受診しやすい環境づくりを推進します。



大学でのがん健康教育「おとな力アップ講座」

3 予防接種の推進と感染症の発生予防、まん延防止

感染症の発生予防やまん延の防止のため、予防接種の実施や、感染症に対する正しい知識の普及啓発を図るとともに、感染症発生時の迅速な対応に努めます。



予防接種の推進

成果指標

指標名	指標の説明	現況値	目標値	
			(平成31年度)	(平成35年度)
介護保険の要介護2～5の認定率	65歳以上で、介護保険の要介護2～5の認定者の割合	11.1 %	11.1 %	11.1 %
がん検診受診率	本市が行うがん検診を受診した市民の割合	24.9 %	50.0 %	50.0 %
内臓脂肪症候群該当者出現率 (国保ベース)	特定健康診査受診者に占める内臓脂肪症候群該当者の割合	20.3 %	13.7 %	13.7 %



1-3-②

医療体制の充実

目 的

誰もが住み慣れた地域において、良質な医療の提供を受けられる体制を充実させます。

現 状

医療体制の充実は、人々が健康な生活を営む上で必要不可欠なものです。

本市では、市民の安全安心な生活を確保するため、夜間急病診療所の運営や休日の在宅当番医制事業、歯科救急医療センター運営補助事業の実施による初期救急医療体制の確保を始め、産科医等確保支援事業などにより、医療人材の確保に努めるほか、医療安全支援センターの運営等により、市民からの医療に関する相談対応など、医療の安全の確保を図っています。

また、薬局・医薬品販売事業者等の審査及び監視指導を実施することにより、医薬品等の有効性・安全性を確保し、市民の保健衛生の向上を図っています。

市民病院では、救急医療やがん医療などの提供による急性期病院としての医療機能の充実を、塩江分院では、保健、医療、福祉が一体となった「地域まるごと医療」の実践を、香川診療所では、「私のカルテ」の発行や健康教室の実施による住民参加型医療の提供を基本方針として病院運営に当たり、地域医療に貢献しています。

また、高松市民病院と香川診療所を移転統合する新病院を、本市医療全体の最適化を目指すリーディングホスピタルとして、仏生山地区に整備するとともに、塩江地区唯一の医療機関である塩江分院を、新病院の附属医療施設として整備を予定するなど、更なる医療施設の充実に向け取り組んでいます。



夜間急病診療所



歯科救急医療センター

課 題

- 医師不足の根本的な解消が図られておらず、医療人材の確保が必要です。
- 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等を図るため、許認可申請・届出時及び立入検査時における指導の徹底が

必要です。

- 市立病院では、国の医療施策の方向性や高松市高齢者保健福祉計画との整合性等を踏まえて病院運営を行い、新病院等につなげる必要があります。

取組方針

1 地域医療体制の充実

住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けることができる医療体制の構築を推進していきます。

また、信頼できる医療機関で患者が安全に安心して受診できるよう、医療機関などに対し、立入検査や指導を行うほか、医薬品、医療機器等の販売に係る適正な管理を確保し、安全に使用できるよう薬事監視指導を徹底します。

2 市立病院の充実

市立病院では、それぞれの病院、診療所の役割を踏まえ、医療の質、医療の透明性、医療の効率性の3つの視点から、市民病院では、急性期病院としての医療機能や地域包括ケアの後方支援機能の充実に、塩江分院では、地域まるごと医療の推進に、香川診療所では、住民参加型医療の推進に取り組めます。

また、新病院や附属医療施設では、国の医療施策の方向性等を踏まえ、これらの取組を更に充実します。



新病院完成イメージ

3 救急医療体制の確保

夜間急病診療所を、引き続き、適切に運営し、夜間における急病患者の初期医療を確保します。

また、休日に診療を行う在宅当番医の確保や夜間における重症患者の受入体制等を確保するとともに、適正な受診を促すための啓発活動やかかりつけ医の推奨を行うなど、地域医療の確保を図ります。

成果指標

指標名	指標の説明	現況値	目標値	
			(平成31年度)	(平成35年度)
立入検査違反率	立入検査を行った医療施設のうち、違反が認められた施設の割合	51.8 %	45.3 %	40.1 %
地域医療機関からの紹介率	市民病院に地域の医療機関から患者を紹介された割合	57.0 %	60.0 %	60.0 %
地域医療機関への逆紹介率	市民病院が地域の医療機関に患者を紹介した割合	83.0 %	85.0 %	85.0 %



1-3-③

社会保障制度の適切な運営

目的

市民が安心して医療・介護・年金を受けることができる社会保障制度を適切に運営します。

現状

少子・超高齢社会の到来を始め、人口減少、ライフスタイルの多様化など、社会保障を取り巻く環境が大きく変化する中、将来的な社会保障制度運営に与える影響が懸念されています。本市においても、国民健康保険と介護保険の給付費は、年々増加しており、今後も増え続けていくものと見込まれています。

本市では、国民健康保険事業の適切な運営と、財政安定化を図るため、平成24・25年度の2か年で国民健康保険料の見直しを行ったほか、国民健康保険及び介護保険の保険給付費適正化計画を策定し、保険給付費の適正化を推進しています。

また、後期高齢者医療制度の適切な運営の支援・促進に努めています。

また、介護保険制度における要介護（要支援）認定者数は、年々増加している中、介護や支援を必要とする高齢者が、地域において安心して必要なサービスを受けられるよう、介護保険

サービスの充実に努めています。

また、国民健康保険料や介護保険料の徴収について、本市の債権回収部門との連携などにより、収納率の向上に努めています。

そのほか、国民年金制度について市民の理解を得るために、広報たかまつ、ホームページ等において周知するなど、市民の年金受給権確保に取り組んでいます。



国民健康保険直営診療所

課題

- 国民健康保険の市民一人当たりの医療費の抑制と保険料収納率の向上が必要です。
- 医療費の抑制のために、生活習慣病予防の取組や重症化予防、また、介護予防の取組とともに、地域包括ケアシステムの構築による在宅医療・介護連携の推進が必要です。
- 支え手である生産年齢人口が減少する一方で、後期高齢者数の急増に伴い介護給付費

が増嵩する中、介護保険料収納率の向上や、適正な保険給付が求められています。

- 公正かつ的確な要介護（要支援）認定のほか、介護サービスの質の向上を始め、見込量の適切な把握とともに、これを充足する介護サービス提供体制の確保が求められています。
- 国民年金制度の周知について、更に積極的な啓発が必要です。

取組方針

1 国民健康保険事業及び後期高齢者医療事業の適切な運営

国民健康保険の保険料の賦課・徴収事務及び保険給付費の適正な執行により、国民健康保険事業の適切な運営を図ります。

また、後期高齢者医療制度の適正な運営の支援を行います。

2 介護保険事業の適切な運営

介護保険制度の安定的な運営を図るため、介護保険料の賦課・徴収、保険給付事務や要介護（要支援）認定を適正に行うとともに、サービスの質の向上を図ることにより、介護や支援を必要とする高齢者が、適切かつ効果的に介護サービスを利用できるようにします。



介護サービス事業所での通所介護（デイサービス）

3 国民年金制度の適切な運営

国民年金制度について市民の理解を得るため、広報たかまつ等を通じて周知するなど、市民の年金受給権の確保に努めます。

成果指標

指標名	指標の説明	現況値	目標値	
			(平成31年度)	(平成35年度)
国民健康保険の被保険者1人当たりの保険給付費	保険給付費を国民健康保険の被保険者数で割った数	335,817 円	384,000 円	427,000 円
介護保険サービス利用率	要介護（要支援）認定者に占める介護保険利用者の割合（いずれも第2号被保険者含む）	83.2 %	83.7 %	84.2 %
1人当たり介護サービス費用額	介護保険サービス利用者1人当たりの介護給付費費用額（いずれも第2号被保険者含む）	146,900 円	146,900 円	146,900 円